改正

昭和49年4月1日選挙告示第4号昭和51年5月7日選挙告示第3号昭和52年4月1日選挙告示第3号昭和56年4月1日選挙告示第5号平成2年3月30日選挙告示第16号平成4年5月28日選挙告示第5号平成10年4月1日選挙告示第3号平成11年4月1日選挙告示第20号平成30年3月27日選挙告示第4号令和2年4月1日選挙告示第5号

世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程

題名改正[平成2年選挙告示16号]

(目的)

- 第1条 この規程は、世田谷区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務執 行の能率的運営とその責任の明確を図ることを目的とする。
  - 一部改正[平成2年選挙告示16号]

## (職員の職責)

- 第2条 事務局長(以下「局長」という。)は、世田谷区選挙管理委員会委員長(以下「委員長」 という。)の命を受け事務局の事務をつかさどり、職員を指揮監督する。
- 2 次長は、局長の命を受け事務を処理する。
- 3 担当係長は、局長の特命を受け事務を処理する。
- 4 主査は、上司の命を受け事務局の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等を処理する。
- 5 書記は、上司の命を受け事務に従事する。
  - 一部改正 [昭和49年選挙告示 4号・56年 5号・平成 2年16号・11年20号・30年 4号]

## (局長の決定対象事案)

- 第3条 局長が決定できる事案は、次のとおりとする。
  - (1) 事務局の事務に関し、職名又は事務局名で文書を発送すること。
  - (2) 職員の出張、旅行、欠勤、休暇、超過勤務、休日出勤及び週休日の振替えに関すること。
  - (3) 軽易な申請、照会、報告及び通知に関すること。
  - (4) 文書の受理に関すること。
  - (5) 前各号のほか、定例又は軽易な事案に関すること。
    - 一部改正〔平成10年選挙告示3号〕

(事案決定の臨時代行)

第4条 局長が出張、または休暇、その他事故により不在であるときは、次長が事案決定を代行する。

(文書等の取扱い)

第5条 文書等の取扱いについては、世田谷区公文書管理規則(令和2年3月世田谷区規則第28号) 及び世田谷区公文書管理規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第16号)を準用する。

全部改正〔昭和52年選挙告示3号〕、一部改正〔平成2年選挙告示16号・4年5号・13年49号・令和2年5号〕

付 則

この規程は、昭和46年7月1日から適用する。

付 則(昭和49年4月1日選挙告示第4号)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日選挙告示第16号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年5月28日選挙告示第5号)

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日選挙告示第4号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。